（事　務　連　絡）

令和３年１月１３日

優樹福祉会職員　各位

社会福祉法人　優樹福祉会

理　事　長　　杉山　和巳

（公　　印　　省　　略）

　　　新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ【緊急】

日頃より、職員の皆様には新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けて様々な対応をしていただいている事、心より感謝いたします。

全国的にコロナ感染拡大に歯止めがかからない状況が続いております。

福島県は緊急事態宣言が発出された東京、神奈川、千葉、埼玉への往来を自粛するよう要請しています。今後さらに緊急事態宣言が発出される地域は増えいていきます。

このような中、厚生労働省からは障害福祉サービス事業の継続を要請する「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」という文書が発出されました。

利用者の方々やその家族の生活を継続するため十分な感染防止をし、利用者に必要なサービスを継続的に提供するよう要請されています。

感染を防ぎ、利用者に必要なサービスを提供するため、職員の皆様には今まで以上に強い危機感を持ち、より一層の感染対策へのご協力をお願いいたします。皆様には「緊急事態宣言後の障害福祉サービス等事業所の対応について」（厚生労働省発出）をよく理解していただき、あわせて以下の7項目について実行していただくようお願いいたします。

1. **マスクの着用、手洗い、うがいの徹底**
2. **事業所や自宅で検温を行いしっかりと体調管理**
3. **行動記録をつける**

**（感染拡大地域にお出かけの際は管理者にお知らせください）**

1. **発熱・体調不良・受診等があった場合は管理者に連絡・相談**
2. **同居家族に発熱や症状が出た場合も管理者に連絡・相談**
3. **同居家族に濃厚接触やそこに関係する状況があった場合、管理者に連絡**
4. **管理者は速やかに本部に連絡**

あわせて、添付した福島県からの「県民の皆様への注意喚起」や「福島県新型コロナウイルス緊急対策」のお知らせをよく読んでいただき、ご家庭でも感染防止の徹底を図っていただくようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策本部

担当 ：　新井　遠藤

0248－21－5290